



平成 22 年 7 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 アイケイ
代表者名 代表取締役社長 飯田 裕
(JASDAQ・コード 2722)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理統括 高橋 伸宜
電 話 052-486-5050

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 8 月 26 日開催予定の第 29 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するとともに、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しませんが、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第 7 条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、当社定款第 4 条（機関）に監査役会および会計監査人を置き、これに関連する条文の新設ならびに条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 通信販売業務	(1) 通信販売業務
(2) 教養・技能・生活に関する通信教育事業	(2) 教養・技能・生活に関する通信教育事業
(3) 日用品雑貨および介護用品の販売ならびに輸出入	(3) 日用品雑貨および介護用品の販売ならびに輸出入
(4) 食料品、飲料および酒類の販売ならびに輸出入	(4) 食料品、飲料および酒類の販売ならびに輸出入
(5) 衣料品、服飾品の販売および輸出入 (新 設)	(5) 衣料品、服飾品の販売および輸出入
(新 設)	<u>(6) 化粧品、石鹸、洗剤、歯磨、医薬品、医薬部外品の製造、販売および輸出入</u>
	<u>(7) 家庭用・業務用電気機械器具の販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(6) 広告代理店業務</p> <p>(7) コンピューターシステムおよびプログラムの販売</p> <p>(8) 携帯電話、PHS等の移動体通信機器の販売および取次業務</p> <p>(9) 品質管理、衛生管理等に関する業務の受託</p> <p>(10) 物品の在庫管理、梱包業務、出荷業務</p> <p>(11) 情報処理サービス業務、情報提供サービス業務</p> <p>(12) 前各号に掲げる事業に関するコンサルタント業務</p> <p>(13) 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(8) 広告代理店業務</p> <p>(9) コンピューターシステムおよびプログラムの販売</p> <p>(10) 携帯電話、PHS等の移動体通信機器の販売および取次業務</p> <p>(11) 品質管理、衛生管理等に関する業務の受託</p> <p>(12) 物品の在庫管理、梱包業務、出荷業務</p> <p>(13) 情報処理サービス業務、情報提供サービス業務</p> <p>(14) 前各号に掲げる事業に関するコンサルタント業務</p> <p>(15) 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役 (新 設) (新 設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>第5条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役、<u>監査役</u>および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役および監査役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第17条 当社の取締役は10名以内、<u>監査役は4名以内</u>とする。</p>	<p>第17条 当社の取締役は10名以内とする。</p>
<p>(取締役および監査役の選任方法)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p>
<p>第18条 取締役および<u>監査役</u>は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役および<u>監査役</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役および監査役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第19条 取締役の任期は選任後2年以内に、<u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第19条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 20 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役および監査役の報酬等)</p> <p>第 24 条 <u>取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 20 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第 25 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第 26 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第 27 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第 28 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 29 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第 30 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第 31 条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p>
(新 設)	<p><u>(選 任)</u> 第 32 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の任期)</u> 第 33 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の報酬)</u> 第 34 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 計 算</u></p> <p>第 25 条～第 28 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 計 算</u></p> <p>第 35 条～第 38 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 22 年 8 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成 22 年 8 月 26 日

以 上